

社会福祉法人キリスト教児童福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人キリスト教児童福祉会（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給基準)

第 2 条 当法人の事業遂行のために必要な会議等へ出席した役員等に対して、報酬を支給する。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、別表 1 のとおり報酬を支給する。

2 報酬は当該職務の終了後に支給する。

3 役員等には、別表 1 で定める報酬以外の、給与、賞与、退職金等は支給しない。

(当法人職員の報酬)

第 4 条 当法人の職員を兼ねる役員等に対して、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第 5 条 役員等が、当法人の用務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 費用弁償の詳細は当法人旅費規程を準用する。

(公表)

第 6 条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行う。

(補足)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

役職名	職務内容	報酬額
評議員	評議員会出席 その他必要な会議研修等に参加	10,000円(日額)
理事	評議員会出席 理事会出席 その他必要な会議研修等に参加	10,000円(日額)
監事	評議員会出席 理事会出席 その他必要な会議研修等に参加	10,000円(日額)
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会に参加	10,000円(日額)